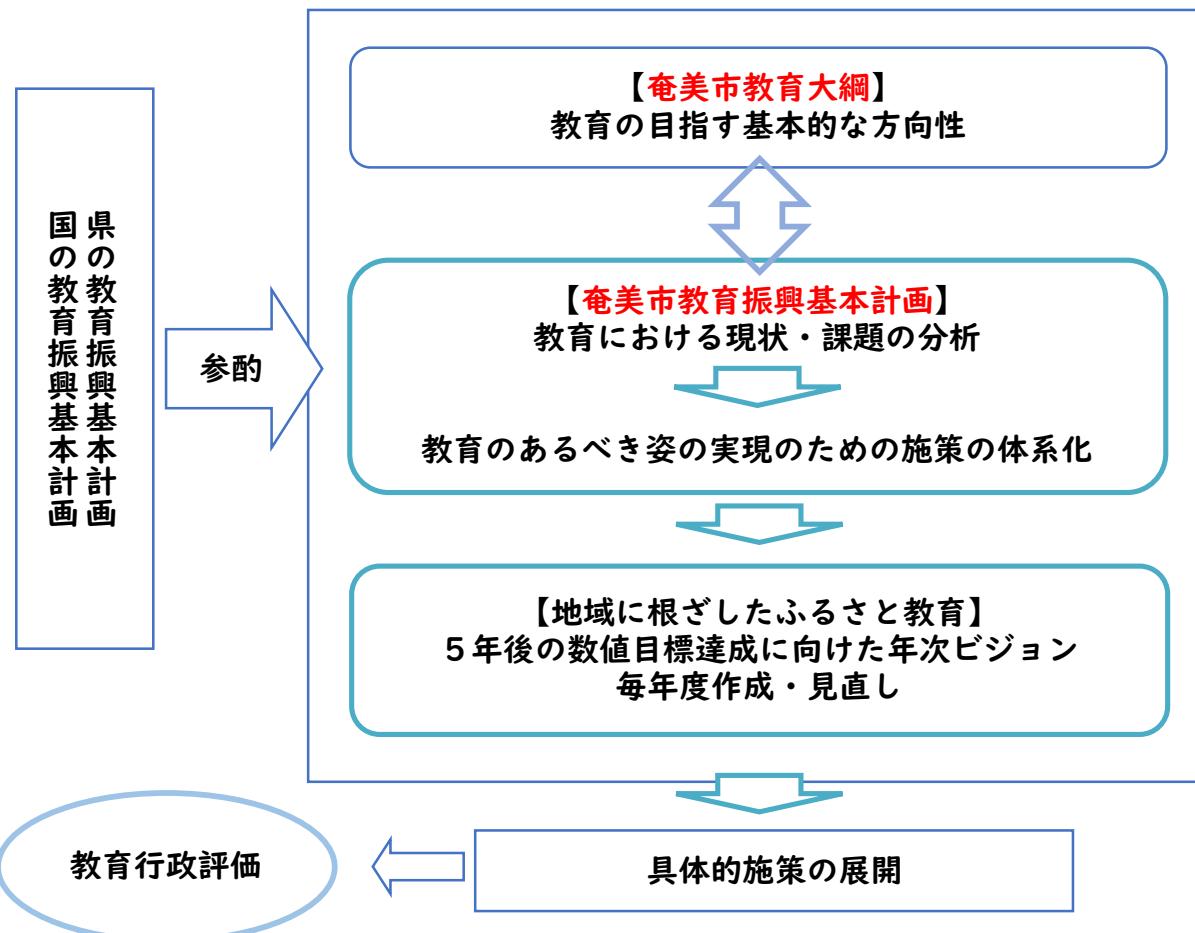


1 「教育大綱」とは

教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、その地域の実情に応じて、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めたもので、国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参照し、市長が策定する教育の目標や施策の根本的な方針を定めたもの。現計画期間は令和4年～7年の4年間



＜県下19市の教育大綱＞

	制定	基本計画をもって	その他
教育大綱	11市	8市	1市（薩摩川内市） ※総合計画の一部

	5年	4年	備考
計画期間	17市	奄美市・西之表市	西之表は基本計画も4年

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】（抜粋） (大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2 「教育振興基本計画」とは。「教育大綱」との関わり

教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

また、同じく第2項において、各地方公共団体においても策定が求められており、本市においても教育分野における目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中長期的視点に立った考え方や事業の進め方などを市民に明らかにするため策定するもの。

「奄美市第2期教育振興基本計画」の現計画期間は令和3年～7年の5年間。

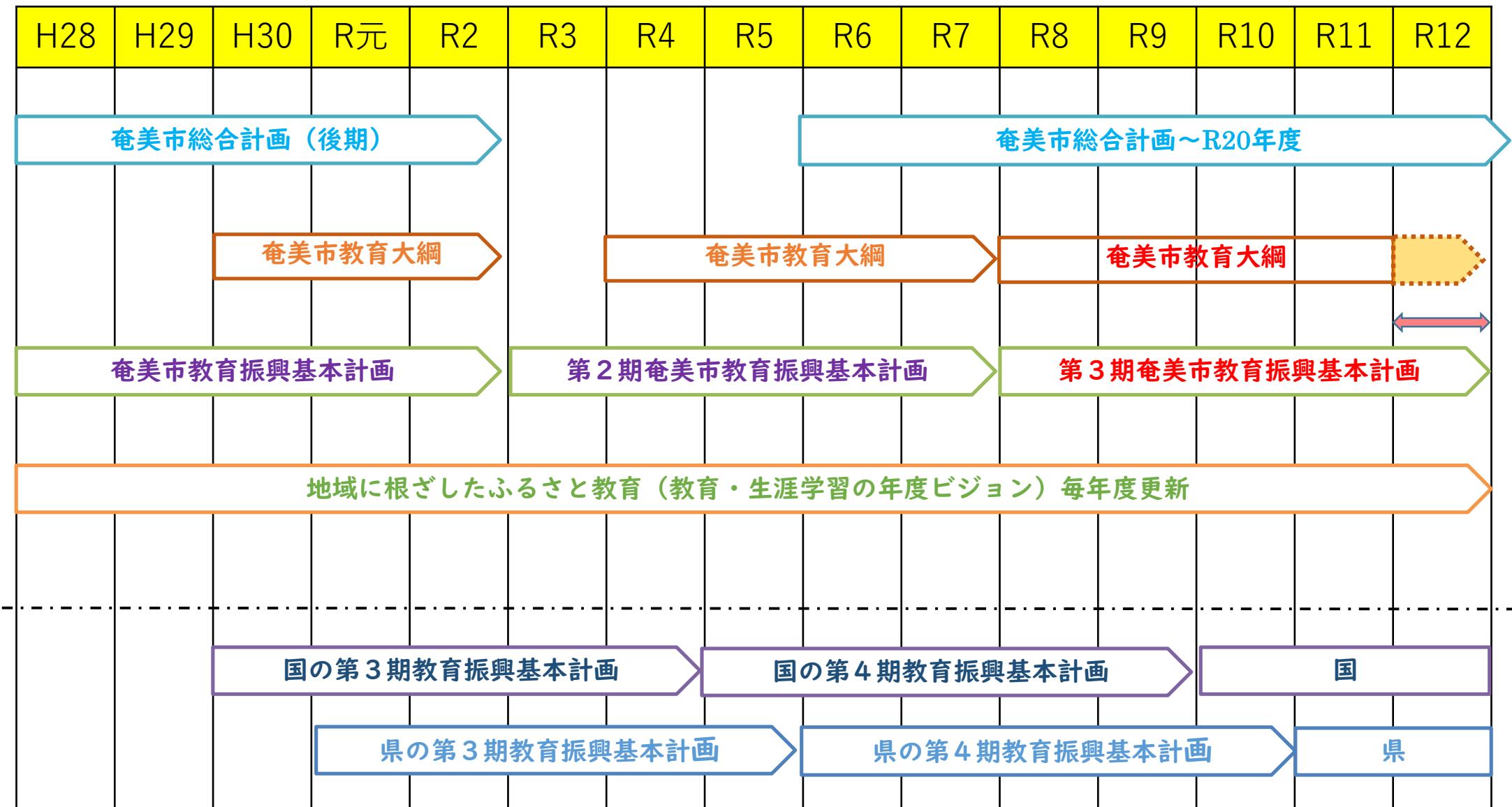
区分	教育大綱	教育振興基本計画	【教育基本法】（抜粋） （教育振興基本計画）
法令根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法	第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体	2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務	

教育大綱に関する文部科学省の考え方

（平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

○教育大綱は、教育基本法に基づき制定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

3 各計画の計画期間



4 「教育大綱」「教育振興基本計画」策定スケジュール

「教育大綱」は総合教育会議にて、「教育振興基本計画」策定にあたっては、「奄美市教育振興基本計画策定委員会設置要綱」に基づき、教育部門について識見を有する者等をもって、必要な事項の協議、検討を行い、教育振興基本計画を策定する。

	教育振興基本計画	教育大綱	教育行政評価会議
4月			
5月			
6月			
7月		改定作業	
8月	8/18 第1回策定委員会	改定作業	8/18 教育行政評価会議
9月			定例教育委員会・議会報告
10月			
11月		11/19 第1回総合教育会議	
12月	12/3 第2回策定委員会		
1月	パブリックコメント 1カ月	改定作業	
2月	第3回策定委員会	第2回総合教育会議	
3月	定例教育委員会・議会報告	定例教育委員会・議会報告	